

入札参加資格者の皆様へ

半田市

指名業者選定基準の変更について（お知らせ）

本市では、建設業法施行令第2条が定める基準に合わせて指名基準を運用してきましたが、この基準としてきた施行令の改正（令和5年1月1日施行）にあわせて、地元企業の受注機会の拡大を図るため、「市内に本店、支店、営業等を有する一般建設業許可業者の上位ランクへの参加条件」を緩和するよう指名業者選定基準を改正しますので、お知らせいたします。

記

1 改正内容

- (1) 市内に本店、支店、営業所等を有する一般建設業許可業者を1等級上位の工事に指名業者として選定する場合の条件を変更するもの

改正前 電気工事及び設計金額が建設業法施行令第2条で定める額（※）の範囲内である場合に限る。 ※4,000万円（建築工事は6,000万円）

改正後 制限なし

- (2) 水道施設工事のC・Dランク工事の範囲を変更するもの

改正前

区分	設計金額の範囲	格付（等級）	参加人員
a	5,000万円を超えるもの	A	8人以上
b	2,500万円を超え 5,000万円以下	B	7人以上
c	500万円を超え 2,500万円以下	C	6人以上
d	500万円以下	D	5人以上

改正後

区分	設計金額の範囲	格付（等級）	参加人員
a	5,000万円を超えるもの	A	8人以上
b	2,500万円を超え 5,000万円以下	B	7人以上
c	600万円 を超え 2,500万円以下	C	6人以上
d	600万円 以下	D	5人以上

2 適用時期

令和5年1月1日以降に発注（指名通知を送付）する建設工事から適用する。

【問い合わせ先】半田市総務部総務課 TEL（0569）84-0614（直通）